

改正

平成19年3月30日規則第29号

平成28年3月31日規則第44号

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定の方法及び選定の基準に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(役員範囲)

第4条 条例第3条第2項各号に規定する代表者その他の役員とは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人とする。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による選定の結果を指定管理者候補者選定・不選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(公募によらない選定理由)

第6条 条例第5条の規定による公募によらない選定は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定される場合
 - (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できる場合
 - (3) 現にその管理を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合
- (指定の通知)

第7条 市長は、条例第6条第1項の規定により指定をしたときは、指定管理者指定書（様式第3号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

(告示する事項)

第8条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協定の締結)

第9条 条例第8条第1項第8号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第10条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消通知書（様式第4号）又は指定管理者業務停止命令書（様式第5号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第13条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定取消年月日（指定を取り消したときに限る。）

- (4) 管理の業務の停止期間（当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。）
- (5) 停止を命じた業務の範囲（当該業務の一部の停止を命じたときに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(指定管理者選定委員会の運営)

第11条 条例第16条に規定する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会の会議は、公開しない。
- 5 選定委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 3 月30日規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 3 月31日規則第44号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。